

青森県報

第千九百五十九号 平成十三年十二月十四日(金曜日)

目次

告示

- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(環境政策課) ……一
- 青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程……………(農村整備課) ……二
- 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……九
- 土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……九
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……一〇
- 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(経理課) ……一〇

公告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……一〇
- 右 同……………(同) ……一一
- 右 同……………(同) ……一一
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……二

告示

示

青森県告示第六百八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の四第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称 八戸製錬株式会社
 - 住所 東京都品川区大崎一丁目二一番一号
 - 代表者の氏名 代表取締役 浅野 新
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所 八戸市大字河原木字浜名谷地七六 八戸製錬株式会社八戸製錬所構内
- 産業廃棄物処理施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類
- 申請年月日 平成十三年十月三十日
- 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市生活環境部環境保全課

八戸市生活環境部清掃事務所

2 期間

平成十三年十二月十四日から平成十四年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年一月二十八日

2 提出先

〒〇三〇一八五七〇 青森市長島一丁目一の

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第六百八十一号

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程

青森県国土調査事業補助金等交付規程(昭和四十年十月青森県告示第七百八十七号)の一部を次のように改正する。
第一号様式の別紙を次のように改める。

第 2 号 様 式 (第 4 条 関 係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 (負担金)	円	円	円	円	
市町村費等					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
直接経費	円	円	円	円	
〇 〇 費					
〇 〇 費					
附帯経費					
〇 〇 費					
〇 〇 費					
計					

注 1 地籍調査管理事業に係る支出にあつては、計の欄のみ記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第三号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 9 条関係)

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所

事 業 主 体 名

代 表 者 氏 名

年 度 事 業 遂 行 状 況 報 告 書

年 月 日 付 け ○ ○ 第 号 で 補 助 金 (負 担 金) の 交 付 の 決 定 の 通 知
を 受 け て 実 施 し て いる 事 業 の 年 12 月 31 日 現 在 に お け る 遂 行 状 況 を 別 紙 の
と お り 報 告 し ま す 。

注 用 紙 の 大 き さ は 、 日 本 工 業 規 格 A 4 縦 長 と す る 。

第 8 号様式 (第10条関係)

事 業 費 精 算 書

1 収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 (負担金)	円	円	円	円	
市町村費等					
計					

2 支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
直接経費	円	円	円	円	
〇〇費					
〇〇費					
附帯経費					
〇〇費					
〇〇費					
計					

注 1 補助金 (負担金) の交付の対象となる経費以外の経費は、精算額から除くこと。

2 地籍調査管理事業に係る支出にあつては、計の欄のみ記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第六百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十二月五日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び一二九の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 野辺地漁港北防波堤灯台（北緯四〇度五二分一八秒、東経一四一度〇七分五四秒）から二五六度一三分七五〇・一四メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六七度一七分九五・一四メートルの地点

③の地点 ②の地点から七七度一七分〇・六四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六七度一七分三二・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一二二度一七分五・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七八度三一分四九・一二メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一六七度一七分五・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二六一度四九分九六・九四メートルの地点

⑩の地点 ⑩の地点から三四七度一七分一五六・四三メートルの地点

3 面積

一三、五三七・一二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、二九の一、二九の二、三一の一及び三一の二に隣接する町道、五四二及び一二九の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 野辺地漁港北防波堤灯台（北緯四〇度五二分一八秒、東経一四一度〇七分五四秒）から二五七度四五分七五〇・〇四メートルの地点

イの地点 アの地点から一六七度一七分一一五・一四メートルの地点

ウの地点 イの地点から七七度一七分〇・六四メートルの地点

エの地点 ウの地点から一六七度一七分六八・九五メートルの地点

オの地点 エの地点から二六一度四九分一一七・〇〇メートルの地点

カの地点 オの地点から三四七度一七分一七四・八五メートルの地点

3 面積

二〇、八五九・五九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 起業者の名称

岩木町

二 事業の種類

岩木町役場庁舎駐車場拡張工事

三 起業地

1 収用の部分

青森県中津軽郡岩木町大字賀田一丁目、大字賀田字大浦及び大字高屋字福田地

内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩木町役場

青森県告示第六百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市開発部都市開発課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第六百八十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市北インター工業団地一丁目四の四三

株式会社八戸インターレジェントプラザ

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

八戸市大字市川町字田ノ沢頭三の二二

2 変更後の住所及び売りさばき場所

八戸市北インター工業団地一丁目四の四三

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマビル

三沢市岡三沢二丁目一五の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

小嶋商事合名会社

三沢市緑町一丁目四三の五五

代表社員 小嶋正吉

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十三年十二月十四日から平成十四年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー青森ショッピングセンター

青森市大字浜田字板橋五の四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂

東京都港区芝公園四丁目一の四

代表取締役 鈴木敏文

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年十二月十四日から平成十四年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 橋本昭一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十三年十二月十四日から平成十四年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二

号) 第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十二月十四日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRギンギンタクシュー1号A	豊丸産業株式会社
同 右	PCRファイバーおとぎランドS	株式会社三共
同 右	CRあどべん隊Z2	株式会社まさむら遊機
同 右	CR柔キッズ極編X1	京楽産業株式会社
回胴式遊技機	バクチョウウー30	株式会社メーシー販売
同 右	サンダーV2R	同 右
同 右	オオタコスロ	株式会社ミズホ
同 右	パンブクン	株式会社バイオニア

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭